

市内公共交通の見直し案について

1. 見直し案について（事務局案）

既存バス路線に影響がでないような事業を展開する。

(1) 市内循環バス

- ①平成9年より運行を開始し、年間18万人以上の利用者がおり、市民の日常の移動手段となっている。
- ②平成27年度より、特別乗車証利用者が一般利用者を上回る利用があり、一般利用者の減少に伴い、年々運賃収入が減少し、運行補助金額が増加している。

年度	一般利用者	高齢者 特別乗車証利用者	合計	補助金額
H26	123,576人	108,197人	231,773人	17,490,464円
H27	80,007人	95,996人	187,817人	21,774,089円
H28	72,916人	99,853人	186,379人	25,081,007円
H29	67,860人	97,507人	180,113人	26,900,000円

- ③民間路線バスが運行していない地域にも運行している。
- ④市内循環バスの運行要望のある、東武東上線西側地域や南畑地域へのバス運行については、下記の理由により路線の見直しは難しい。

《東武東上線西側地域について》

- ア. 以前、東武東上線西側地域を運行しておりましたが、踏切横断による定時運行が困難であることから、廃止した経緯がある。
- イ. 東武東上線西側地域の関沢2・3丁目地域は、狭あいな道路のため運行ができない。
- ウ. 鶴瀬駅西口から上沢3丁目までは、市道904号線の完成により、運行できるものの、他の地域への運行を考えたとき、南側の関沢2・3丁目地域は、狭あいな道路があり、東側には、踏切があり、踏切横断による定時運行が困難であることや民間路線バスが運行しており、民業圧迫となることから、鶴瀬駅西口から上沢3丁目地域間のみの運行となり、利用できる方が限られる。
- エ. 針ヶ谷地域についても、みずほ台駅西口から針ヶ谷地域の路線から他の地域への運行を考えたとき、北側の関沢2・3丁目地域は、狭あいな道路があり、東側には、踏切があり、踏切横断による定時運行が困難であることから、みずほ台駅西口から針ヶ谷地域間のみの運行となり、利用できる方が限られる。

《南畑地域について》

- ア. デマンド交通実証運行の結果から、登録及び利用が少なかった。
- イ. 地域が広域であり、住まいが分散していることから、輸送量が大きいバスの特性を活かせられない。
- ウ. 広域である南畑地域への運行本数を 1 便増加するためには、既存路線の運行本数を 2 便以上減らすことが必要である。

(2) デマンドタクシー

- ① 市内循環バスの運行が困難な狭あいな道路がある関沢 2・3 丁目、鶴馬 2・3 丁目地域などや、広域で住まいが分散している南畑地域を含めて市内全域に平等に交通手段を提供できる。
- ② デマンド交通実証運行結果から、市民の移動手段として有効である。

(3) 小型ワゴン

- ① 輸送量が小さいことから、市内循環バスに代わって運行することができない。
- ② デマンド交通実証運行結果から、利用が多くあった関沢 2・3 丁目や鶴馬 2・3 丁目地域などの狭あいな道路がある地域には運行ができず、市内全域に平等に交通手段を提供できない。

以上のことから、

1. デマンドタクシーは、市内全域の方に平等に提供できる交通手段であることから、**市内循環バスを補完するためのデマンドタクシーを実施**する。
2. デマンド交通実証運行において、特定の地域だけでなく、既存のバス路線がある地域を含め市内全域で利用があったことや現状の道路環境などから、市内循環バスの路線・時刻の見直しはしない。ただし、デマンドタクシー実施後、市内循環バスの利用状況やデマンドタクシーの利用状況を検証し、必要に応じて、市内循環バスの路線・時刻の見直しを検討する。
3. 市内循環バスは、利用者の減少に伴い、年々運賃収入が減少し、運行補助金が増加している中、持続可能な事業を展開するため、市内循環バスの運賃と高齢者特別乗車証の利用料金の見直しを行う。

2. デマンドタクシーの運行方法について

運行項目	実証運行時	事務局案
利用対象者	全市民	全市民(未就学児を除く)
運行時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分	実証運行時と同様
利用回数	制限無	回数制限を設定予定
利用料金	上限補助金額の設定無	上限補助金額を設定予定
利用範囲	自宅若しくは共通乗降場	乗車地、降車地のいずれか一方が 富士見市内である運行が対象
運行事業者	協定を締結したタクシー事業者	実証運行時と同様を予定